

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章（略）</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第三節 保険金等の支払（第五十三条 第五十八条の三）</p> <p>第四節（略）</p> <p>第三章の二 資金決済に関する債権者の保護（第六十九条の二 第六十九条の四）</p> <p>第四章 預金等債権の買取り（第七十条 第七十三条）</p> <p>第五章 第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、預金者等の保護及び破綻金融機関に係る資金決済の確保を図るため、金融機関が預金等の払戻しを停止した場合に必要な保険金等の支払と預金等債権の買取りを行うほか、金融機関の破綻の処理に関し、破綻金融機関に係る合併等に対する適切な資金援助、金融整理管財人による管理、破綻金融機関の業務承継及び金融危機に対応するための措置等の制度を確立し、もつて信用秩序の維持に資することを目的とする。</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章（略）</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第三節 保険金等の支払（第五十三条 第五十八条の二）</p> <p>第四節（略）</p> <p>第四章 預金等債権の買取り（第七十条 第七十三条）</p> <p>第五章 第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、預金者等の保護を図るため、金融機関が預金等の払戻しを停止した場合に必要な保険金等の支払と預金等債権の買取りを行うほか、金融機関の破綻の処理に関し、破綻金融機関に係る合併等に対する適切な資金援助、金融整理管財人による管理、破綻金融機関の業務承継及び金融危機に対応するための措置等の制度を確立し、もつて信用秩序の維持に資することを目的とする。</p>

<p>(定義)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2～10 (略)</p> <p>11 この法律において「付保預金移転」とは、破綻金融機関の預金等に係る債務の他の金融機関による引受けであつて、当該債務に第五十四条第一項から第三項まで(同項の規定を第五十四条の二第二項において準用する場合を含む。)(及び第五十四条の二第一項の規定(以下「保険金計算規定」という。)(により計算した保険金の額に対応する預金等に係る債務を含むもの(営業(第一項第三号から第八号までに掲げる金融機関にあつては、事業。以下同じ。)(の譲渡又は譲受け(以下「営業譲渡等」という。)(に伴うものを除く。)(をいう。</p> <p>12・13 (略)</p> <p>(権限)</p> <p>第十五条 この法律(第一章、第二章、第五章及び第九章を除く。)(で別に定めるもののほか、次に掲げる事項は、委員会の議決を経なければならぬ。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>(業務の範囲)</p> <p>第三十四条 機構は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一～三 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2～10 (略)</p> <p>11 この法律において「付保預金移転」とは、破綻金融機関の預金等に係る債務の他の金融機関による引受けであつて、当該債務に第五十四条第一項から第三項までの規定により計算した保険金の額に対応する預金等に係る債務を含むもの(営業(第一項第三号から第八号までに掲げる金融機関にあつては、事業。以下同じ。)(の譲渡又は譲受け(以下「営業譲渡等」という。)(に伴うものを除く。)(をいう。</p> <p>12・13 (略)</p> <p>(権限)</p> <p>第十五条 次章、第四章及び第六章から第八章までに規定するもののほか、次に掲げる事項は、委員会の議決を経なければならぬ。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>(業務の範囲)</p> <p>第三十四条 (略)</p> <p>一～三 (略)</p>
--	--

三の二 第六十九条の三の規定による資金の貸付け

四〇七 (略)

八 第二百二十七条又は第二百二十八条において準用する第六十九条の

三の規定による資金の貸付け及び第二百二十九条の規定による資産の買取り

九・十 (略)

(一般預金等に係る保険料の額)

第五十一条 預金等(決済用預金)次条第一項に規定する決済用預金をいう。次項において同じ。以外の預金等に限るものとし、外貨預金その他政令で定める預金等を除く。以下「一般預金等」という。()に係る保険料の額は、各金融機関につき、当該保険料を納付すべき日を含む営業年度の直前の営業年度の各日(銀行法第十五条第一項(長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第一項、協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第百八十三号)第六条第一項及び労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)第九十四条第一項において準用する場合を含む。)に規定する休日を除く。次条第一項において同じ。)における一般預金等の額の合計額を平均した額を十二で除し、これに当該保険料を納付すべき日を含む営業年度の月数を乗じて計算した金額に、機構が委員会の議決を経て定める率(以下この条において「保険料率」という。)を乗じて計算した金額とする。

2 保険料率は、保険金の支払、資金援助その他の機構の業務(第四十条の二第二号に掲げる業務を除く。)に要する費用(決済用預金に係るものを除く。)の予想額に照らし、長期的に機構の財政が均

(新設)

四〇七 (略)

八 第二百二十七条又は第二百二十八条の規定による資金の貸付け及び第二百二十九条の規定による資産の買取り

九・十 (略)

(保険料の額)

第五十一条 保険料の額は、各金融機関につき、当該保険料を納付すべき日を含む営業年度の直前の営業年度の各日(銀行法第十五条第一項(長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第一項、協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第百八十三号)第六条第一項及び労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)第九十四条第一項において準用する場合を含む。)に規定する休日を除く。)における預金等(外貨預金その他の政令で定める預金等を除く。)の額の合計額を平均した額を十二で除し、これに当該保険料を納付すべき日を含む営業年度の月数を乗じて計算した金額に、機構が委員会の議決を経て定める率(以下この条において「保険料率」という。)を乗じて計算した金額とする。

2 保険料率は、保険金の支払、資金援助その他の機構の業務(第四十条の二第二号に掲げる業務を除く。)に要する費用の予想額に照らし、長期的に機構の財政が均衡するよつに、かつ、特定の金融機

衡するように、かつ、特定の金融機関に対し差別的取扱い（金融機関の経営の健全性に応じてするものを除く。）をしないように定められなければならない。

3～5（略）

（決済用預金に係る保険料の額）

第五十一条の二 次に掲げる要件のすべてに該当する預金（外貨預金その他政令で定める預金を除く。以下「決済用預金」という。）に係る保険料の額は、各金融機関につき、当該保険料を納付すべき日を含む営業年度の直前の営業年度の各日における決済用預金の額の合計額を平均した額を十二で除し、これに当該保険料を納付すべき日を含む営業年度の月数を乗じて計算した金額に、機構が委員会の議決を経て定める率を乗じて計算した金額とする。

一 その契約又は取引慣行に基づき第六十九条の二第一項に規定する政令で定める取引に用いることができるものであること。

二 その預金者がその払戻しをいつでも請求することができるものであること。

三 利息が付されていないものであること。

2 前条第二項から第五項までの規定は、前項に規定する率について準用する。この場合において、同条第二項中「係るものを除く。」「とあるのは、「係るものに限る。」「と読み替えるものとする。

（一般預金等に係る保険金の額等）

第五十四条 一般預金等（他人の名義をもつて有するものその他の政令で定める一般預金等を除く。以下「支払対象一般預金等」とい

関に対し差別的取扱い（金融機関の経営の健全性に応じてするものを除く。）をしないように定められなければならない。

3～5（略）

（新設）

（保険金の額等）

第五十四条 保険金の額は、一の保険事故が発生した金融機関の各預金者等につき、その発生した日において現にその者が当該金融機関

う。)に係る保険金の額は、一の保険事故が発生した金融機関の各預金者等につき、その発生した日において現にその者が当該金融機関に対して有する支払対象一般預金等に係る債権(その者が前条第一項の請求をした時において現に有するものに限るものとし、同条第四項の仮払金)支払対象一般預金等に係るものに限る。以下この条において同じ。)の支払又は第百二十七条において準用する第六十九条の第三第一項の貸付けに係る支払対象一般預金等の払戻しにより現に有しないこととなつたものを含む。次項において同じ。)のうち元本の額(支払対象一般預金等のうち第二条第二項第五号に掲げるものにあつては、当該金銭の額。以下同じ。)及び利息等(当該元本以外の部分であつて利息その他の政令で定めるものをいう。以下同じ。)の額の合算額(その合算額が同一人について二以上ある場合には、その合計額)に相当する金額とする。

2 支払対象一般預金等に係る保険金の額は、前項の元本の額(その額が同一人について二以上あるときは、その合計額)が政令で定める金額(以下「保険基準額」という。)を超えるときは、保険基準額及び保険基準額に対応する元本に係る利息等の額を合算した額とする。この場合において、元本の額が同一人について二以上あるときは、保険基準額に対応する元本は、次の各号に定めるところにより保険基準額に達するまで当該各号に規定する元本の額を合計した場合の当該元本とする。

一 支払対象一般預金等に係る債権のうち担保権の目的となつていないものと担保権の目的となつていないものがあるときは、担保権の目的となつていないものに係る元本を先とする。

二 支払対象一般預金等に係る債権で担保権の目的となつていない

に対して有する預金等(外貨預金その他の政令で定める預金等を除く。以下この条、次条、第五十八条及び第五十八条の二において同じ。)に係る債権(その者が前条第一項の請求をした時において現に有するもの)同条第四項の仮払金の支払又は第百二十七条第一項の貸付けに係る預金等の払戻しにより現に有しないこととなつたものを含む。)に限る。次項及び次条において同じ。)のうち元本の額(第二条第二項第五号に掲げる預金等にあつては、当該金銭の額。以下同じ。)及び利息等(当該元本以外の部分であつて利息その他の政令で定めるものをいう。以下同じ。)の額の合算額(その合算額が同一人について二以上ある場合には、その合計額)に相当する金額とする。

2 前項の元本の額(その額が同一人について二以上あるときは、その合計額)が政令で定める金額(以下「保険基準額」という。)を超えるときは、保険基準額及び保険基準額に対応する元本に係る利息等の額を合算した額を保険金の額とする。この場合において、元本の額が同一人について二以上あるときは、保険基準額に対応する元本は、次の各号に定めるところにより保険基準額に達するまで当該各号に規定する元本の額を合計した場合の当該元本とする。

一 預金等に係る債権のうち担保権の目的となつていないものと担保権の目的となつていないものがあるときは、担保権の目的となつていないものに係る元本を先とする。

二 預金等に係る債権で担保権の目的となつていないものが同一人

ものが同一人について二以上あるときは、その弁済期の早いものに係る元本を先とする。

三 前号の場合において、支払対象一般預金等に係る債権で弁済期の同じものが同一人について二以上あるときは、その金利（利率その他これに準ずるもので政令で定めるものをいう。次号において同じ。）の低いものに係る元本を先とする。

四 前号の場合において、支払対象一般預金等に係る債権で金利の同じものが同一人について二以上あるときは、機構が指定するものに係る元本を先とする。

五 支払対象一般預金等に係る債権で担保権の目的となつていものが同一人について二以上あるときは、機構が指定するものに係る元本を先とする。

3 保険事故に係る預金者等が当該保険事故について前条第四項の仮払金の支払を受けている場合又は第百二十七条において準用する第六十九条の第三項の貸付けに係る支払対象一般預金等の払戻しを受けている場合におけるその者の支払対象一般預金等に係る保険金の額は、前二項の規定にかかわらず、これらの規定による金額につき政令で定めるところにより当該仮払金の支払及び第百二十七条において準用する第六十九条の第三項の貸付けに係る支払対象一般預金等の払戻しを受けた額（次項の規定により機構に払い戻されるべき額を除く。）を控除した金額に相当する金額とする。

4 (略)

(決済用預金に係る保険金の額)

第五十四条の二 決済用預金（他人の名義をもつて有するものその他

について二以上あるときは、その弁済期の早いものに係る元本を先とする。

三 前号の場合において、預金等に係る債権で弁済期の同じものが同一人について二以上あるときは、その金利（利率その他これに準ずるもので政令で定めるものをいう。次号において同じ。）の低いものに係る元本を先とする。

四 前号の場合において、預金等に係る債権で金利の同じものが同一人について二以上あるときは、機構が指定するものに係る元本を先とする。

五 預金等に係る債権で担保権の目的となつていものが同一人について二以上あるときは、機構が指定するものに係る元本を先とする。

3 保険事故に係る預金者等が当該保険事故について前条第四項の仮払金の支払を受けている場合又は第百二十七条第一項の貸付けに係る預金等の払戻しを受けている場合におけるその者の保険金の額は、前二項の規定にかかわらず、これらの規定による金額につき政令で定めるところにより当該仮払金の支払及び同条第一項の貸付けに係る預金等の払戻しを受けた額（次項の規定により機構に払い戻されるべき額を除く。）を控除した金額に相当する金額とする。

4 (略)

(新設)

の政令で定める決済用預金を除く。以下「支払対象決済用預金」という。）に係る保険金の額は、一の保険事故が発生した金融機関の各預金者につき、その発生した日において現にその者が当該金融機関に対して有する支払対象決済用預金に係る債権（その者が第五十三条第一項の請求をした時において現に有するものに限るものとし、同条第四項の仮払金（支払対象決済用預金に係るものに限る。次項において同じ。）の支払又は第六十九条の三第一項（第二百二十七条において準用する場合を含む。次項において同じ。）の貸付けに係る支払対象決済用預金の払戻しにより現に有しないこととなつたものを含む。）のうち元本の額）その額が同一人について二以上あるときは、その合計額）に相当する金額とする。

2 前条第三項の規定は、その有する支払対象決済用預金に關し保険事故に係る預金者が当該保険事故について第五十三条第四項の仮払金の支払を受けている場合又は第六十九条の三第一項の貸付けに係る支払対象決済用預金の払戻しを受けている場合について準用する。この場合において、前条第三項中「前二項の規定にかかわらず、これらの規定」とあるのは、「第五十四条の二第一項の規定にかかわらず、当該規定」と読み替えるものとする。

（確定拠出年金に係る預金等の特例）

第五十四条の三 一の保険事故が発生した金融機関の預金者等が確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第二条第七項第一号口に規定する資産管理機関（同法第八条第一項第一号に規定する信託の受託者に限る。）又は同法第二条第五項に規定する連合会若しくは同法第六十一条第一項第三号に規定する事務の受託者（信託会社

（確定拠出年金に係る預金等の特例）

第五十四条の二 一の保険事故が発生した金融機関の預金者等が確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第二条第七項第一号口に規定する資産管理機関（同法第八条第一項第一号に規定する信託の受託者に限る。）又は同法第二条第五項に規定する連合会若しくは同法第六十一条第一項第三号に規定する事務の受託者（信託会社

(信託業務を営む金融機関を含む。)に限る。(以下「資産管理機関等」という。)である場合におけるその者の保険金の額は、保険金計算規定にかかわらず、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した残額に第三号に掲げる金額を加えた金額とする。

一 当該資産管理機関等の支払対象預金等(支払対象一般預金等又は支払対象決済用預金をいう。以下同じ。)に係る債権(当該支払対象預金等を有する預金者等が第五十三条第一項の請求をした時において現に有するものに限るものとし、同条第四項の仮払金の支払又は第六十九条の三第一項(第二百二十七条において準用する場合を含む。)(の貸付けに係る支払対象預金等の払戻しにより現に有しないこととなつたものを含む。以下この条において同じ。)(のうち確定拠出年金の積立金(確定拠出年金法第八条第一項に規定する積立金をいう。以下この条において同じ。)(の運用に係るものについて、当該運用を指図した加入者等(同法第二条第七項第一号イに規定する加入者等をいう。以下この条において同じ。)(のそれぞれにつき、当該保険事故が発生した日(以下この項において「保険事故日」という。)(において現に当該資産管理機関等が当該金融機関に対して有する支払対象預金等に係る債権のうち当該加入者等の個人別管理資産額(同法第二条第十三項に規定する個人別管理資産額をいう。)(に相当する金額の部分(次項において「個人別管理資産額相当支払対象預金等債権」という。)(を当該加入者等の支払対象預金等に係る債権とみなして保険金計算規定を適用した場合に保険金の額とされる金額の合計額

(信託業務を営む金融機関を含む。)に限る。(以下「資産管理機関等」という。)である場合におけるその者の保険金の額は、前条第一項から第三項までの規定にかかわらず、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した残額に第三号に掲げる金額を加えた金額とする。

一 当該資産管理機関等の預金等に係る債権のうち確定拠出年金の積立金(確定拠出年金法第八条第一項に規定する積立金をいう。以下この条において同じ。)(の運用に係るものについて、当該運用を指図した加入者等(同法第二条第七項第一号イに規定する加入者等をいう。以下この条において同じ。)(のそれぞれにつき、当該保険事故が発生した日(以下この項において「保険事故日」という。)(において現に当該資産管理機関等が当該金融機関に対して有する預金等に係る債権のうち当該加入者等の個人別管理資産額(同法第二条第十三項に規定する個人別管理資産額をいう。)(に相当する金額の部分(次項において「個人別管理資産額相当預金等債権」という。)(を当該加入者等の預金等に係る債権とみなして前条第一項から第三項までの規定を適用した場合に保険金の額とされる金額の合計額

<p>2 前項第一号の規定により第五十四条第二項の規定を適用する場合における保険基準額に対応する元本は、次の各号に定めるところにより、保険基準額に達するまで当該各号に規定する元本の額を合計した場合の元本とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第一項の場合における第二項第十一項の規定の適用については、同項中「及び第五十四条の二第二項」とあるのは、「第五十四条の二第二項並びに第五十四条の二第二項及び第二項」とする。</p>	<p>二 保険事故日において現に当該加入者等が当該金融機関に対して有する支払対象預金等に係る債権について保険金計算規定によりそれぞれ保険金の額とされる金額の合計額</p> <p>三 保険事故日において現に当該資産管理機関等が当該金融機関に対して有する支払対象預金等に係る債権のうち確定拠出年金の積立金の運用に係るもの以外のもについて保険金計算規定により保険金の額とされる金額</p>
<p>2 前項第一号の規定を適用する前の当該加入者等の支払対象預金等に係る債権と当該資産管理機関等の支払対象預金等に係る債権のうち当該加入者等の個人別管理資産額相当支払対象預金等債権があるときは、当該加入者等の支払対象預金等に係る債権の元本を先とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第一項の場合における第二項第十一項の規定の適用については、同項中「及び第五十四条の二第二項」とあるのは、「第五十四条の二第二項及び第二項」とする。</p>	<p>二 保険事故日において現に当該加入者等が当該金融機関に対して有する預金等に係る債権について前条第一項から第三項までの規定によりそれぞれ保険金の額とされる金額の合計額</p> <p>三 保険事故日において現に当該資産管理機関等が当該金融機関に対して有する預金等に係る債権のうち確定拠出年金の積立金の運用に係るもの以外のもについて前条第一項から第三項までの規定により保険金の額とされる金額</p>

(削除)

(債権の取得等)

第五十八条 機構は、第五十三条第一項に規定する保険金の支払の請求があつたときは、当該請求に係る預金者等に対して保険金計算規定により支払われるべき保険金の額に応じ、政令で定めるところにより、当該預金者等が金融機関に対して有する支払対象預金等に係る債権を取得する。

2 機構は、前項の規定により取得した支払対象預金等に係る債権のうちに担保権の目的となつているものがあるときは、当該担保権に係る被担保債権が消滅するまでを限り、当該担保権の目的となつている支払対象預金等に係る債権(機構が取得した部分に限る。)の額に相当する金額を限度として、政令で定めるところにより、保険金の支払を保留することができる。

3 機構は、預金者等に対し第五十三条第四項の仮払金の支払をした

の金融機関が引き受けるとき 第二十一条十一項

二 第一項の場合において、第五十三条第一項に規定する保険金の支払の請求があつたとき 第五十八条第一項

三 第一項の場合において、破綻金融機関が営業の一部を他の金融機関に譲渡するとき 第五十九条第二項

5| 第一項の場合において、機構が第二百二十七条第一項各号に掲げる金融機関から預金等の払戻しのために必要とする資金の貸付けの申込みを受けたときにおける同項の適用については、同項中「第五十四条第一項から第三項まで」とあり、及び「同条第一項から第三項まで」とあるのは、「第五十四条第一項から第三項まで並びに第五十四条の二第一項及び第二項」とする。

(債権の取得等)

第五十八条 機構は、第五十三条第一項に規定する保険金の支払の請求があつたときは、当該請求に係る預金者等に対して第五十四条第一項から第三項までの規定により支払われるべき保険金の額に応じ、政令で定めるところにより、当該預金者等が金融機関に対して有する預金等に係る債権を取得する。

2 機構は、前項の規定により取得した預金等に係る債権のうちに担保権の目的となつているものがあるときは、当該担保権に係る被担保債権が消滅するまでを限り、当該担保権の目的となつている預金等に係る債権(機構が取得した部分に限る。)の額に相当する金額を限度として、政令で定めるところにより、保険金の支払を保留することができる。

3 機構は、預金者等に対し第五十三条第四項の仮払金の支払をした

ときは、その支払金額（第五十四条第四項の規定により機構に払い戻されるべき金額を除く。）に応じ、当該預金者等が金融機関に対して有する支払対象預金等に係る債権を取得する。

（課税関係）

第五十八条の二 預金者等がその有する支払対象預金等（第二条第二項第五号に掲げるものうち割引の方法により発行される債券に係るものを除く。）に係る債権（以下この項において「預金等債権」という。）について保険金の支払を受ける場合において、当該支払を受ける保険金の額に応じて機構が取得する預金等債権のうち利息等があるときは、当該利息等の額に相当する金額は、当該預金等債権に係る支払対象預金等の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるものの額とみなして、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）その他の所得税に関する法令の規定を適用する。

一～五（略）

2（略）

（決済用預金に係る保険金の支払等のための措置）

第五十八条の三 金融機関は、保険事故が発生した場合における支払対象決済用預金に係る保険金の支払又はその払戻しの円滑の確保を図るため、電子情報処理組織の整備その他の内閣府令で定める措置を講じなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項に規定する措置が講ぜられていないと認めるときは、金融機関に対し、その必要の限度において、期限を付して当該措置を講ずるよう命ずることができるとする。

ときは、その支払金額（第五十四条第四項の規定により機構に払い戻されるべき金額を除く。）に応じ、当該預金者等が金融機関に対して有する預金等に係る債権を取得する。

（課税関係）

第五十八条の二 預金者等がその有する預金等（第二条第二項第五号に掲げるものうち割引の方法により発行される債券に係るものを除く。）に係る債権（以下この項において「預金等債権」という。）について保険金の支払を受ける場合において、当該支払を受ける保険金の額に応じて機構が取得する預金等債権のうち利息等があるときは、当該利息等の額に相当する金額は、当該預金等債権に係る預金等の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるものの額とみなして、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）その他の所得税に関する法令の規定を適用する。

一～五（略）

2（略）

（新設）

(資金援助の申込み)

第五十九条 (略)

2 (略)

一・二 (略)

三 営業譲渡等で破綻金融機関がその営業を他の金融機関に譲渡するもの(営業の一部を譲渡するものにあつては、破綻金融機関の預金等に係る債務の引受けであつて当該債務に保険金計算規定により計算した保険金の額に対応する預金等に係る債務を含むものが伴うものに限る。)

三の二・四 (略)

3～7 (略)

第三章の二 資金決済に関する債権者の保護

(決済債務の保護)

第六十九条の二 為替取引その他の金融機関が行う資金決済に係る取引として政令で定める取引に関し金融機関が負担する債務(外国通貨で支払が行われるものを除き、金融機関その他の金融業を営む者で政令で定める者以外の者の委託に起因するものその他政令で定めるものに限る。以下この章において「決済債務」という。)であつて、かつ、支払対象決済用預金の払戻しを行う場合に消滅するもの以外のもの(以下この項及び次条第一項において「特定決済債務」という。)については、これを支払対象決済用預金に係る債務と、特定決済債務に係る債権を支払対象決済用預金に係る債権と、特定

(資金援助の申込み)

第五十九条 (略)

2 (略)

一・二 (略)

三 営業譲渡等で破綻金融機関がその営業を他の金融機関に譲渡するもの(営業の一部を譲渡するものにあつては、破綻金融機関の預金等に係る債務の引受けであつて当該債務に第五十四条第一項から第三項までの規定により計算した保険金の額に対応する預金等に係る債務を含むものが伴うものに限る。)

三の二・四 (略)

3～7 (略)

(新設)

(新設)

決済債務に係る債権者を預金者と、特定決済債務の額を支払対象決済用預金の額と、特定決済債務の弁済を支払対象決済用預金の払戻しとそれぞれみなして、この法律の規定（第五十八条の二、この章及び第七十三条の規定並びに第二百二十七条の規定及び当該規定に係る罰則を除く。）を適用する。この場合において、第五十一条の二第一項中「次に掲げる要件のすべてに該当する預金（外貨預金その他政令で定める預金を除く。以下「決済用預金」という。）に係る保険料」とあるのは「特定決済債務に係る保険料」と、第五十四条の二第一項中「決済用預金（他人の名義をもつて有するものその他の政令で定める決済用預金を除く。以下「支払対象決済用預金」という。）に係る保険金」とあるのは「特定決済債務に係る保険金」と、「のうち元本の額」とあるのは「の額」と、同条第二項中「その有する支払対象決済用預金」とあるのは「その有する特定決済債務に係る債権」と、第五十五条の二第四項中「預金等」とあるのは「特定決済債務」と、第五十八条の三第一項中「支払対象決済用預金」とあるのは「特定決済債務」とする。

2| 決済債務が一般預金等の払戻しを行う場合に消滅するものであるときは、当該決済債務の額に相当する金額の当該一般預金等については、決済用預金とみなす。

（決済債務の弁済のための資金の貸付け）

第六十九条の三 機構は、次に掲げる者から決済債務の弁済（第五十四条の二第一項の規定及び同条第二項において準用する第五十四条第三項の規定により計算した保険金の額に対応する支払対象決済用預金又は特定決済債務につき行つものに限る。）のために必要とす

（新設）

る資金の貸付けの申込みを受けた場合において、必要があると認めるときは、委員会の議決を経て、当該決済債務に係る第五十四条の二第一項の規定及び同条第二項において準用する第五十四条第三項の規定により計算した保険金の額の合計額に達するまでを限り、当該申込みに係る貸付けを行う旨の決定をすることができる。

一 第七十四条第一項又は第二項の規定により管理を命ずる処分を受けた金融機関

二 破産の宣告を受けた者（当該破産の宣告を受ける前において金融機関であつた者に限る。）

三 更生手続開始の決定を受けた破綻金融機関

四 会社更生法（平成十四年法律第 号）第三十条第一項又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第二十二条第一項の規定による保全管理人による管理を命ずる処分を受けた破綻金融機関

五 民事再生法第六十四条第一項の規定による管財人による管理を命ずる処分を受けた破綻金融機関

六 民事再生法第七十九条第一項の規定による保全管理人による管理を命ずる処分を受けた破綻金融機関

七 商法第三百八十六条第一項（信用金庫法第六十二条、協同組合による金融事業に関する法律第六条の二第四項及び労働金庫法第六十六条において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による商法第三百八十六条第一項第十一号の管理の命令を受けた破綻金融機関

八 特別清算開始の命令を受けた者（当該命令に係る解散をする前において金融機関であつた者に限る。）

<p>2 第六十四条第三項の規定は前項の規定による決定をしたときについて、同条第四項の規定は前項の規定により貸付けを行う旨の決定をしたときについて、それぞれ準用する。この場合において、同条第三項中「を当事者とする合併等に係る」とあるのは、「に係る」と読み替えるものとする。</p> <p>3 第一項の規定により次の各号に掲げる者に対してされた貸付けは、当該金融機関に係る破産手続、更生手続、再生手続、整理手続又は特別清算手続における機構以外の債権者との関係においては、当該各号に定める決定より前にされたものとみなす。</p> <p>一 第一項第二号に掲げる者 当該破産宣告</p> <p>二 第一項第三号に掲げる破綻金融機関 当該更生手続開始の決定</p> <p>三 再生手続開始の決定を受けた破綻金融機関 当該再生手続開始の決定</p> <p>四 整理開始の命令を受けた破綻金融機関 当該整理開始の命令</p> <p>五 第一項第八号に掲げる者 当該特別清算開始の命令</p> <p>4 第一項の決定に基づく資金の貸付けに要すると見込まれる費用は、第六十四条第二項の適用については、同項の資金援助に要すると見込まれる費用とみなす。</p> <p>5 第一項第二号又は第八号に掲げる者は、同項の貸付けに係るこの法律の適用については、金融機関とみなす。</p> <p>(決済債務に係る破産法等の特例)</p> <p>第六十九条の四 決済債務を負担する金融機関及び決済債権者(当該決済債務に係る債権を有し、かつ、当該金融機関に対して他の決済債務を負担する他の金融機関(当該他の金融機関から当該決済債務</p>	<p>(新設)</p>
--	-------------

に係る債権を取得し、又は当該他の決済債務を引き受けた者を含む。(をいう。以下この項において同じ。)(が、相互に負担する決済債務を継続的に相殺することによりその全部又は一部を消滅させることを内容とする契約を当該金融機関に係る保険事故が発生する前に締結している場合において、当該契約の対象となる決済債務が当該金融機関に係る支払の停止等(支払の停止又は破産、更生手続開始、再生手続開始、整理開始若しくは特別清算開始の申立てをいう。以下この項において同じ。)(より後に生じたときであつて当該金融機関に係る前条第一項(第百二十七条において準用する場合を含む。)(の規定による貸付けを行う旨の決定があつたときは、当該決済債権者は、破産法第百四条(商法第百四十二条第一項及び第四百五十六条第一項において準用する場合を含む。)(、会社更生法第四十九条(金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第三十五条第一項において準用する場合を含む。)(及び民事再生法第九十三条の規定にかかわらず、その有する債権に係る当該金融機関が負担する次の各号に掲げる決済債務をその負担する当該各号に定める決済債務と相殺することができる。

一 当該支払の停止等より前に生じた決済債務 当該支払の停止等から当該支払の停止等に係る破産宣告、更生手続開始の決定、再生手続開始の決定、整理開始の命令若しくは特別清算開始の命令(以下この号において「破産宣告等」という。)(までの間に生じた当該金融機関に対して負担する決済債務(当該支払の停止等より前に生じた原因に基づくものを除く。)(又は当該破産宣告等より後に生じた当該金融機関に対して負担する決済債務

二 当該支払の停止等より後に生じた決済債務 当該金融機関に対

<p>して負担する決済債務</p> <p>2 民法第六百五十三条の規定は、決済債務に係る当該金融機関が締結している委任契約については、適用しない。</p> <p>3 商法第三百八十六条第一項の規定による同項第一号の処分を受けた破綻金融機関に対し前条第一項の規定による資金の貸付けを行う旨の決定があるときは、当該処分にかかわらず、裁判所は、当該破綻金融機関の申立てにより、同項に規定する決済債務の弁済を許可することができる。</p> <p>4 特別清算開始の命令を受けた破綻金融機関に対し前条第一項の規定による資金の貸付けを行う旨の決定があるときは、商法第四百二十三条第一項及び第四百三十八条第一項の規定にかかわらず、裁判所は、当該破綻金融機関の申立てにより、前条第一項に規定する決済債務の弁済を許可することができる。</p> <p>5 裁判所は、前二項の許可と同時に、弁済を行う決済債務の種類、弁済の限度額及び弁済をする期間（前項の場合においては、当該期間の末日は、商法第四百四十二条第一項において準用する同法第二百三十二条第一項本文の通知を行う日より前の日でなければならぬ）を定めなければならない。</p> <p>6 裁判所は、前項の規定により、弁済を行う決済債務の種類、弁済の限度額及び弁済をする期間を定めるときは、あらかじめ、機構の意見を聴かなければならない。</p> <p>(金融整理管財人の選任等) 第七十七条 (略)</p> <p>2~4 (略)</p>	<p>(金融整理管財人の選任等) 第七十七条 (略)</p> <p>2~4 (略)</p>
--	---

5 会社更生法第六十九条、第七十条、第八十条並びに第八十一条第一項及び第五項の規定は金融整理管財人について、民法第四十四条第一項の規定は被管理金融機関について、それぞれ準用する。この場合において、会社更生法第六十九条第一項中「裁判所の許可」とあるのは「内閣総理大臣（当該金融整理管財人の管理に係る金融機関が労働金庫又は労働金庫連合会である場合には、内閣総理大臣及び厚生労働大臣。以下同じ。）の承認」と、同法第七十条中「管財人代理」とあるのは「金融整理管財人代理」と、同法第二項中「裁判所の許可」とあるのは「内閣総理大臣の承認」と、同法第八十一条第一項中「裁判所」とあるのは「内閣総理大臣」と、同法第五項中「管財人代理」とあるのは「金融整理管財人代理」と、民法第四十四条第一項中「理事其他ノ代理人」とあるのは「金融整理管財人」と読み替えるものとする。

（預金等の払戻しのための資金の貸付け）

第百二十七条 第六十九条の三の規定は、同条第一項各号に掲げる者から支払対象預金等の払戻し（保険金計算規定により計算した保険金の額に対応する支払対象預金等につき行つものに限る。）のために必要とする資金の貸付けの申込みを受けた場合について準用する。この場合において、同項中「当該決済債務に係る第五十四条の二第一項の規定及び同条第二項において準用する第五十四条第三項の規定」とあるのは、「当該支払対象預金等に係る保険金計算規定」と読み替えるものとする。

5 会社更生法（平成十四年法律第 号）第六十九条、第七十条、第八十条並びに第八十一条第一項及び第五項の規定は金融整理管財人について、民法第四十四条第一項の規定は被管理金融機関について、それぞれ準用する。この場合において、会社更生法第六十九条第一項中「裁判所の許可」とあるのは「内閣総理大臣（当該金融整理管財人の管理に係る金融機関が労働金庫又は労働金庫連合会である場合には、内閣総理大臣及び厚生労働大臣。以下同じ。）の承認」と、同法第七十条中「管財人代理」とあるのは「金融整理管財人代理」と、同法第二項中「裁判所の許可」とあるのは「内閣総理大臣の承認」と、同法第八十一条第一項中「裁判所」とあるのは「内閣総理大臣」と、同法第五項中「管財人代理」とあるのは「金融整理管財人代理」と、民法第四十四条第一項中「理事其他ノ代理人」とあるのは「金融整理管財人」と読み替えるものとする。

（預金等の払戻しのための資金の貸付け）

第百二十七条 機構は、次に掲げる金融機関から預金等の払戻し（第五十四条第一項から第三項までの規定により計算した保険金の額に対応する預金等につき行つものに限る。）のために必要とする資金の貸付けの申込みを受けた場合において、必要があると認めるときは、委員会の議決を経て、当該預金等に係る同条第一項から第三項までの規定により計算した保険金の額の合計額に達するまでを限り、当該申込みに係る貸付けを行つ旨の決定をすることができる。

一 第七十四条第一項又は第二項の規定により管理を命ずる処分を受けた金融機関

	<p>二 更生手続開始の決定を受けた破綻金融機関</p> <p>三 会社更生法第三十条第一項又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第二十二條第一項の規定による保全管理人による管理を命ずる処分を受けた破綻金融機関</p> <p>四 民事再生法第六十四條第一項の規定による管財人による管理を命ずる処分を受けた破綻金融機関</p> <p>五 民事再生法第七十九條第一項の規定による保全管理人による管理を命ずる処分を受けた破綻金融機関</p> <p>六 商法第三百八十六條第一項（信用金庫法第六十二條、協同組合による金融事業に関する法律第六條の二第四項及び労働金庫法第六十六條において準用する場合を含む。）の規定による商法第三百八十六條第一項第十一号の管理の命令を受けた破綻金融機関</p> <p>2 第六十四條第三項及び第四項の規定は、前項の規定による決定をしたときについて準用する。</p> <p>3 第一項の規定により次の各号に掲げる金融機関に対してされた貸付けは、当該金融機関に係る破産手続、再生手続、更生手続又は特別清算手続における機構以外の債権者との関係においては、当該各号に定める決定より前にされたものとみなす。</p> <p>一 第一項第二号に掲げる破綻金融機関 当該更生手続開始の決定</p> <p>二 再生手続開始の決定を受けた破綻金融機関 当該再生手続開始の決定</p> <p>三 整理開始の命令を受けた破綻金融機関 当該整理開始の命令に係る決定</p> <p>4 第一項の決定に基づき資金の貸付けに要すると見込まれる費用は、第六十四條第二項の適用については、同項の資金援助に要する</p>
--	--

と見込まれる費用とみなす。

(新設)

(資産価値の減少防止のための資金の貸付け)

第二百二十八条 機構は、前条第一項各号に掲げる金融機関(同項第一号に掲げる金融機関にあつては、更生手続開始若しくは再生手続開始の申立て又は整理開始の命令があつた後に限る。)からその保有する貸付債権その他の資産の価値の減少を防止するために必要とする資金の貸付けの申込みを受けた場合において、必要があると認めるときは、委員会の議決を経て、その必要の限度において、当該申込みに係る資金の貸付けを行う旨の決定をすることができる。

2| 第六十四条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による決定をしたときについて準用する。

(預金等の払戻しに関する商法の特例)

第二百二十七条の二 第六十九条の四第三項から第六項までの規定は、前条において準用する第六十九条の三第一項の規定による資金の貸付けを行う旨の決定があるときについて準用する。この場合において、第六十九条の四第三項中「同項に規定する決済債務の弁済」とあるのは「第二百二十七条において準用する同項に規定する預金等の払戻し」と、同条第四項中「前条第一項に規定する決済債務の弁済」とあるのは「第二百二十七条において準用する前条第一項に規定する預金等の払戻し」と、同条第五項及び第六項中「弁済を行う決済債務の種類」とあるのは「払戻しを行う預金等の種別」と、「弁済の」とあるのは「払戻しの」と、「弁済をする」とあるのは「払戻しをする」と読み替えるものとする。

(資産価値の減少防止のための資金の貸付け)

第二百二十八条 第六十九条の三(第三項及び第四項を除く。)の規定は、同条第一項各号に掲げる者(同項第一号に掲げる者にあつては、破産、更生手続開始若しくは再生手続開始の申立て又は整理開始若しくは特別清算開始の命令があつた後に限る。)からその保有する貸付債権その他の資産の価値の減少を防止するために必要とする資金の貸付けの申込みを受けた場合について準用する。この場合において、同項中「当該決済債務に係る第五十四条の二第一項の規定及び同条第二項において準用する第五十四条第三項の規定により計算した保険金の額の合計額に達するまでを限り」とあるのは、

「その必要の限度において」と読み替えるものとする。

(立入検査)

第三百三十七条 (略)

2~5 (略)

6 (略)

一 (略)

二 第五十五条の二第四項及び第五十八条の三第一項に規定する措置が講ぜられていること。

三 (略)

7 (略)

第四百四十七条 (略)

一 (略)

二 第五十六条第四項(第五十七条第五項及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。)、第六十四条第三項(第六十九条

第四項、第六十九条の三第二項(第二百二十七条及び第二百二十八条において準用する場合を含む。)、第一百一条第七項及び第一百十八

条第四項において準用する場合を含む。)、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第九十七条第二項、第九十八条第二項、第百

七条第二項、第九十九条第二項、第二百十条第四項、第二百二十三条第一項又は第二百二十九条第四項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第三百五十条 (略)

(立入検査)

第三百三十七条 (略)

2~5 (略)

6 (略)

一 (略)

二 第五十五条の二第四項に規定する措置が講ぜられていること。

三 (略)

7 (略)

第四百四十七条 (略)

一 (略)

二 第五十六条第四項(第五十七条第五項及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。)、第六十四条第三項(第六十九条

第四項、第一百一条第七項、第一百八条第四項、第二百二十七条第二項及び第二百二十八条第二項において準用する場合を含む。)、第

九十二条第三項、第九十六条第三項、第九十七条第二項、第九十八条第二項、第百七条第二項、第九十九条第二項、第二百

十条第四項、第二百二十三条第一項又は第二百二十九条第四項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第三百五十条 (略)

<p>第六条の二の四 (略)</p> <p>(業務の特例)</p> <p>第六条の二の四 (略)</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 第五十八条の三第二項の規定による命令に違反したとき。</p> <p>三 (略)</p> <p>四 (略)</p> <p>五 (略)</p> <p>2 4 (略)</p> <p>附則</p> <p>(決済用預金に関する特例)</p> <p>第六条の二の三 特定預金(附則第六条の二第一項第一号に規定する特定預金をいう。)(であつて決済用預金に該当しないもの)については、平成十五年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間、決済用預金とみなす。この場合における第五十四条の二第一項の規定の適用については、同項中「元本の額(その額」とあるのは、「元本の額及び利息等の額の合算額(その合算額」とする。</p>
<p>第六条の二の三 (略)</p> <p>(業務の特例)</p> <p>第六条の二の三 (略)</p>	<p>一 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>四 (略)</p> <p>2 4 (略)</p> <p>附則</p> <p>(新設)</p>

<p>改正案</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第五章（略）</p> <p>第六章（略）</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第三節 預金保険機構の権限（第四百九十七条 第五百九条の二）</p> <p>第四節・第五節（略）</p> <p>第七章・第八章（略）</p> <p>附則</p> <p>（決済債務の弁済等の許可）</p> <p>第四百二条 更生手続開始の決定があつた金融機関に対し預金保険法第六十九条の三第一項（同法第二百二十七条において準用する場合を含む。）の規定による資金の貸付けを行う旨の決定があるときは、会社更生法第四十七条第一項（第三十四条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、裁判所は、管財人の申立てにより、預金保険法第六十九条の三第一項に規定する決済債務の弁済又は同法第二百二十七条において準用する同項に規定する預金等の払戻しを許可することができる。</p> <p>2 裁判所は、前項の許可と同時に、弁済を行う決済債務の種類又は</p>
<p>現行</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第五章（略）</p> <p>第六章（略）</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第三節 預金保険機構の権限（第四百九十七条 第五百九条）</p> <p>第四節・第五節（略）</p> <p>第七章・第八章（略）</p> <p>附則</p> <p>（預金等の払戻しの許可）</p> <p>第四百二条 更生手続開始の決定があつた金融機関に対し預金保険法第二百二十七条第一項の規定による資金の貸付けを行う旨の決定があるときは、会社更生法第四十七条第一項（第三十四条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、裁判所は、管財人の申立てにより、預金保険法第二百二十七条第一項に規定する預金等の払戻しを許可することができる。</p> <p>2 裁判所は、前項の許可と同時に、払戻しを行う預金等の種別、払</p>

払戻しを行う預金等の種別、弁済又は払戻し（以下この条、第四百七十三条及び第五百九条の二において「弁済等」という。）の限度額及び弁済等をする期間（当該期間の末日は、債権届出期間の末日より前の日でなければならぬものとする。）を定めなければならない。

3 裁判所は、前項の規定により、弁済を行う決済債務の種類又は払戻しを行う預金等の種別、弁済等の限度額及び弁済等をする期間を定めるときは、あらかじめ、機構の意見を聴かなければならない。

（決済債務の弁済等の許可）

第四百七十三条 再生手続開始の決定があつた金融機関に対し預金保険法第六十九条の三第一項（同法第二百二十七条において準用する場合を含む。）の規定による資金の貸付けを行う旨の決定があるときは、民事再生法第八十五条第一項の規定にかかわらず、裁判所は、再生債務者等の申立てにより、預金保険法第六十九条の三第一項に規定する決済債務の弁済又は同法第二百二十七条において準用する同項に規定する預金等の払戻しを許可することができる。

2 裁判所は、前項の許可と同時に、弁済を行う決済債務の種類又は払戻しを行う預金等の種別、弁済等の限度額及び弁済等をする期間（当該期間の末日は、債権届出期間の末日より前の日でなければならぬものとする。）を定めなければならない。

3 裁判所は、前項の規定により、弁済を行う決済債務の種類又は払戻しを行う預金等の種別、弁済等の限度額及び弁済等をする期間を定めるときは、あらかじめ、機構の意見を聴かなければならない。

戻しの限度額及び払戻しをする期間（当該期間の末日は、債権届出期間の末日より前の日でなければならぬものとする。）を定めなければならない。

3 裁判所は、前項の規定により、払戻しを行う預金等の種別、払戻しの限度額及び払戻しをする期間を定めるときは、あらかじめ、機構の意見を聴かなければならない。

（預金等の払戻しの許可）

第四百七十三条 再生手続開始の決定があつた金融機関に対し預金保険法第二百二十七条第一項の規定による資金の貸付けを行う旨の決定があるときは、民事再生法第八十五条第一項の規定にかかわらず、裁判所は、再生債務者等の申立てにより、預金保険法第二百二十七条第一項に規定する預金等の払戻しを許可することができる。

2 裁判所は、前項の許可と同時に、払戻しを行う預金等の種別、払戻しの限度額及び払戻しをする期間（当該期間の末日は、債権届出期間の末日より前の日でなければならぬものとする。）を定めなければならない。

3 裁判所は、前項の規定により、払戻しを行う預金等の種別、払戻しの限度額及び払戻しをする期間を定めるときは、あらかじめ、機構の意見を聴かなければならない。

(決済債務の弁済等の許可)

第五百九条の二 破産の宣告を受けた金融機関に対し預金保険法第六十九条の三第一項（同法第百二十七条において準用する場合を含む。）の規定による資金の貸付けを行う旨の決定があるときは、破産法第十六条の規定にかかわらず、裁判所は、破産管財人の申立てにより、預金保険法第六十九条の三第一項に規定する決済債務の弁済又は同法第百二十七条において準用する同項に規定する預金等の払戻しを許可することができる。

2| 裁判所は、前項の許可と同時に、弁済を行う決済債務の種類又は払戻しを行う預金等の種別、弁済等の限度額及び弁済等をする期間（当該期間の末日は、裁判所が定めた債権届出の期間の末日より前の日でなければならぬものとする。）を定めなければならない。

3| 裁判所は、前項の規定により、弁済を行う決済債務の種類又は払戻しを行う預金等の種別、弁済等の限度額及び弁済等をする期間を定めるときは、あらかじめ、機構の意見を聴かなければならない。

(新設)